

第35回東京都環境審議会総会

平成23年7月7日

【宮沢環境政策課長】 大変お待たせいたしました。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第35回東京都環境審議会総会を開催いたします。委員の皆様には、本日お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局は勤めさせていただいております環境政策課長、宮沢と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、会長が選任されるまでの間、司会を務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

初めに、本日の出席状況につきましてお知らせいたします。ただいま御出席いただいております委員の皆様は15名でございます。委員総数20名の過半数11名に達しておりますので、審議会規則に定める定足数を満たしていることを御報告申し上げます。

なお、4月1日当初、第10期の委員の総数は21名を予定してございましたが、6月末日をもちまして、1名の先生から御退任の希望が示されまして、1名の欠員を生じております。7月7日現在、委員総数は20名となっておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、環境局長の大野より一言ごあいさつを申し上げます。

【大野環境局長】 環境局長の大野でございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、東京都環境審議会第10期に御就任いただきまして、誠にありがとうございます。

東京都はこの間、当審議会の御議論を経て改定しました現行の東京都環境基本計画に基づきまして、さまざまな施策を進めてまいりました。

昨年4月からは大規模事業所を対象とする我が国初のキャップ・アンド・トレード制度を開始いたしまして、既に対象となる多くの事業所で第1期の削減目標を上回る削減の取組みが進んでおります。

また、キャップ・アンド・トレードと同時に開始しました中小規模事業所を対象とする地球温暖化対策報告書制度というのがあるんですが、こちらも既に3万件を超える提出をいただきまして、CO₂削減対策の新たなツールとして、大きな役割を果たしつつあると

いう状況でございます。

また、気候変動対策以外の分野でも意欲的な取組みを進めております。例えば大気環境の分野でございますが、つい先日、いすゞ自動車のディーゼル貨物車が試験走行モードでは基準をクリアするんですけども、試験走行モードを超えて実際の走行モードに入ると、基準を大幅に超えるNO_xを排出するという仕組みが入ったことも発見いたしまして、メーカーに改善を約束させました。

東京におけますは、2003年のディーゼル車排ガス規制以来、一酸化窒素や浮遊粒子状物質の環境維持の達成率が大幅に向上しているわけでございますが、東京都環境科学研究所では毎年使用過程車の排出ガスをチェックする取組みを進めておりまして、今回の事実もこの中で明らかになったものであります。

一方、先月には小笠原諸島が世界自然遺産に登録されるといううれしいニュースがございました。都が小笠原村や地元の方々と一緒に自然の保護と回復に努めてきた成果、取組みが評価されたものと考えてございます。

このように東京都の環境行政はさまざまな成果を挙げてまいりましたが、今回の東日本大震災を受けまして、幾つかの新しい課題にも直面をしております。この夏の電力需給の逼迫に関しましては、気候変動対策の成果を生かした取組みを都内の事業者の皆さんと一緒に進めておりますけれども、同時に今後、低炭素で安定的なエネルギー供給の実現のためには、より踏み込んだ環境エネルギー成果を構築しなければならないと考えております。

また、大気環境の維持向上、環境汚染対策、緑の都市づくり、資源循環型都市づくり、あるいは自動車環境対策などの分野におきましても、これまでとは異なる状況の中で新たな取組みが必要になってくるのではないかと考えております。

当審議会での御検討は、これまで東京の良好な都市環境の形成に大きく貢献してきていただいております。今後とも都の環境施策、資源エネルギー施策全般を更に強化していくために、活発な御議論をいただけますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

【宮沢環境政策課長】　　続きまして、お手元に配付してございます資料の確認をさせていただきます。

資料1、東京都環境審議会委員名簿

資料2、諮問書 諮問第24号（写）

資料 3、第 7 次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について

資料 4、総量削減基本方針（東京湾）

資料 5、第 6 次総量削減計画

資料 6、諮問書 諮問第 2 5 号（写）

資料 7、諮問第 2 5 号の諮問趣旨について

資料 8、東京都環境審議会運営要領

資料 9、東京都廃棄物処理計画（概要）

資料 10、東京都廃棄物処理計画（全文）

資料 11、東京都電力対策緊急プログラム（概要）

資料 12、東京都電力対策プログラム（全文）

最後に、参考資料といたしまして、東京都環境審議会関係規程

もし過不足等ございましたら、係員までお申し出くださいませ。

それでは、早速でございますが、審議に入ってまいりたいと思います。

まず、資料 1 の名簿に従いまして、第 1 0 期委員として御就任いただきました委員の皆様を御紹介申し上げます。お名前をお呼びいたしますので、着席のままで結構でございますが、一言いただければと思います。名簿の順番に御紹介申し上げます。

市川委員でございます。

【市川委員】 環境学習リーダーとして登録されております、市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【宮沢環境政策課長】 本日、大前委員は御欠席でございます。

小河原委員でございます。

【小河原委員】 生態教育センターの小河原です。よろしくお願いいたします。

【宮沢環境政策課長】 河口委員でございます。

【河口委員】 大和総研環境・CSR調査部というところにおります、河口と申します。よろしくお願いいたします。

【宮沢環境政策課長】 窪田委員でございます。

【窪田委員】 東京大学都市工学科の都市デザイン研究室というところにおります、窪田と申します。よろしくお願いいたします。

【宮沢環境政策課長】 本日、交告委員は御欠席でございます。

駒井委員でございます。

【駒井委員】 産業技術総合研究所の駒井です。よろしくお願いします。

【宮沢環境政策課長】 続きまして、下村委員でございます。

【下村委員】 東大の森林科学におります、下村と申します。よろしくお願いいたします
す。

【宮沢環境政策課長】 末吉委員でございます。

【末吉委員】 末吉です。どうぞよろしくお願いします。

【宮沢環境政策課長】 高橋委員でございます。

【高橋委員】 日本大学の高橋です。よろしくお願いします。

【宮沢環境政策課長】 田辺委員でございます。

【田辺委員】 早稲田大学の田辺でございます。建築環境を専門としております。よろ
しくお願いいたします。

【宮沢環境政策課長】 富田委員でございます。

【富田委員】 東京ガスの富田でございます。東京商工会議所の環境委員会の代表幹事
もしております。よろしくお願いいたします。

【宮沢環境政策課長】 中村委員は御欠席でございます。

続きまして、西岡委員でございます。

【西岡委員】 国立環境研究所の特別客員研究員の西岡でございます。よろしくお願
いします。

【宮沢環境政策課長】 次に、平田委員でございます。

【平田委員】 気候ネットワークの平田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【宮沢環境政策課長】 古米委員でございます。

【古米委員】 東京大学の水環境制御研究センターに所属しております、古米です。よ
ろしくお願いいたします。

【宮沢環境政策課長】 堀委員は御欠席でございます。

森口委員でございます。

【森口委員】 森口でございます。昨年度まで国立環境研究所の循環型社会・廃棄物研
究センターにございましたが、4月から東京大学の都市工学専攻に移りました。国立環研究
所にも引き続き、特別客員研究員として関わっております。引き続きよろしくお願いいたします。

【宮沢環境政策課長】 諸富委員でございます。

【諸富委員】 京都大学大学院経済研究科の諸富と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【宮沢環境政策課長】 芳住委員でございます。

【芳住委員】 共立女子大学におります、芳住と申します。よろしくお願ひいたします。

【宮沢環境政策課長】 本日は、以上16名の委員の皆様にご出席をいただいております。

続きまして、本日、出席しております環境局側の幹部職員を御紹介申し上げます。

大野環境局長でございます。

森環境局次長でございます。

紺野環境政策部長でございます。

吉村環境政策担当部長でございます。

和賀井都市地球環境部長でございます。

山越環境改善部長でございます。

高橋自動車公害対策部長でございます。

長谷川自然環境部長でございます。

廃棄物対策部長代理の金子資源循環推進課長でございます。

それでは、ただいまから議事（1）会長の選任に入らせていただきます。会長は、審議会規則第4条1項に基づきまして、委員の皆様のご互選によりお選ひいただくことになってございます。委員の皆様から互選をいただきと思いますが、いかがございましょうか。

では、諸富委員、お願ひします。

【諸富委員】 第9期から環境審議会の委員を務められておまして、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第2作業部会副議長も務めていらっしゃいます、西岡委員に会長をお願いできればと考えております。いかがでしょうか。

【宮沢環境政策課長】 ありがとうございます。

ただいま、西岡委員に是非委員長にという御意見をいただきましたけれども、皆様いかがございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

【宮沢環境政策課長】 ありがとうございます。

では、異議なしという御意見をいただきましたので、西岡委員に是非お願ひ申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、西岡委員、会長席にお移りいただければと思います。

【西岡会長】 座って失礼させていただきます。

【宮沢環境政策課長】 ありがとうございます。

それでは、これからの議事につきましては、西岡委員長にお願い申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【西岡会長】 皆様の御推挙をいただき、本環境審議会会長の任を皆様の御協力を得まして、無事精一杯務めたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

私、昨日までちょうどシンガポールの向かい側のマレーシアで、低炭素社会、向こうでは低炭素開発と言うべきなんでしょうけれども、それをどうやって進めるかという研究者が集まった会合に出席してまいったところです。

アジアの都市が非常に競争しているという感じが本当にひしひしと伝わってきまして、それは貿易であつたり産業だつたり、いろいろするわけですけども、必ずその中に「環境」という言葉が入っていて、勿論その環境というのは外向けの話ではなく、住民の人たちの安心、安全の問題がまず第一でございます。やはり世界の都市の競争の中で、環境という言葉が非常にキーワードになってきているということを感じました。

なかんづく、世界的に低炭素化という話がありますけれども、ちょうど都市という単位、言ってみれば、すべての人が地理的に同じ環境にいるわけですから、ある面ではコンセンサスが取りやすい。

それから、すべての要素が1つの地域に勿論あるわけで、あとは強力なリーダーシップがあると、その都市は非常に環境都市になりやすいなどという議論がございまして、私はこれまでの東京都のやり方を見ていますと、非常にそういった面で現実にトップを行っていると思いますし、また、トップに行くポテンシャルが十分にあると考えております。

そういう中で、この審議会の皆さんになるべく、勿論積極的にですけれども、大胆に、かつ前向きに将来志向で御意見をいただく。ただし、地に足が着いた議論でこの審議会の役目を十分果たしていきたいと、そういうことでお役に立てばということ引き受けさせていただきます。

皆様、よろしくお願ひいたします。

私の最初の仕事は、お手元の参考資料の中に審議会の規則がございしますが、その中の第4条第3項に「会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する」とございます。

私といたしましては、できましたら下村委員に職務代理をお願いしたいと存じております。下村委員、よろしければ一言ごあいさつをいただきたいと思います。

【下村委員】 承知をさせていただきます。

会長に事故があるとは思えませんので、気軽に引き受けさせていただきたいと思います。非常に暑い夏の中で、環境配慮を実感しながらの会議でございまして、環境審議会のスタートとしては非常にいいのかなと考えております。

皆様方、活発な御意見をよろしく願いいたします。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

それでは、お手元に議事次第がございますけれども、本日予定しております2つ目の議事に移りたいと思います。

まず、議事に入る前でございますけれども「委員の所属部会について」というのがございます。これを先に確認させていただきたいんですが、参考資料の最後のページの規則第7条第2項、部会は、会長の指名する委員をもって組織することになっておりますけれども、事務局の方で何か案がありましたら、お示しいただきたいと思います。

【宮沢環境政策課長】 それでは、事務局から委員の所属部会の案をお示しさせていただきます。今、係員がお配りいたしますので、少々お待ちくださいませ。

(資料配付)

【西岡会長】 よろしゅうございますか。

会長といたしましては、ただいま事務局から示していただいた案のとおり、部会に所属する委員を決定させていただきたいと存じておりますので、是非御了承願いたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

【西岡会長】 どうもありがとうございます。

なお、それぞれの部会長の選任につきましては、部会委員の互選となっております。各部会でよろしく御推挙をお願いしまして、選任していただきたいと思います。

続きまして、議事(2)以降の諮問に移らせていただきたいと思います。

現在、知事から当審議会に対しまして「第7次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について」及び「東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について」という2件の諮問がなされております。

この審議会の会長といたしまして、これをお受けしたいと思っておりますけれども、こ

の件につきまして諮問文の朗読をお願いしたいと思います。

【宮沢環境政策課長】 それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。資料2をお手元に御準備お願い申し上げます。

「東京都環境基本条例第25条第2項第2号の規定に基づき、第7次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について諮問します。

平成23年7月7日

東京都知事 石原慎太郎

こちらが1つ目でございます。

続きまして、資料6をごらんいただければと存じます。こちらは、諮問第25号でございます。

「東京都環境基本条例第25条第2項第3号の規定に基づき、東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について諮問します。

平成23年7月7日

東京都知事 石原慎太郎

こちらの2本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

それでは、まず諮問第24号につきまして、東京都から御説明をいただきたいと思います。

【長谷川自然環境部長】 自然環境部長の長谷川でございます。

それでは、諮問第24号「第7次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について」御説明を申し上げます。資料3をごらんくださいませ。

総量削減制度は、一定規模以上の事業場につきまして、1日に排出できる汚濁負荷量を定めまして、その総量を規制することにより、東京湾など閉鎖性水域の水質の改善を図っていくための制度でございます。

対象となる物質は、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量でございます。

これまで6次にわたりまして計画を策定し、施策を進めてまいりました。都の実績を化学的酸素要求量（COD）で見ますと、昭和54年当初、1日当たり180tであったものが平成21年度には54tまで削減されてまいりました。

しかしながら、夏には赤潮が引き続き見られるなどの状況があり、また、国の中央環境

審議会におきましても答申が出され、その中で東京湾においては、今後も水質の改善を進める必要があるとされてございます。

その後、さる6月15日に、環境大臣から平成26年度における目標等を定めた総量削減基本方針が各都道府県知事に対して示されたところでございます。この中では、対象物質につきまして発生源別、都県別の目標、目標達成の方法などが示されてございます。

総量削減基本方針の詳細については、資料4、都の第6次総量削減計画については、資料5にございますので、後でござらんいただければと思います。

水質汚濁防止法の第4条の3におきまして、この基本方針に基づき、各都道府県知事は総量削減計画を定めることとされております。本計画等の策定に当たりまして、東京都環境審議会での御検討をお願いするものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、本日の諮問以降、部会、パブリックコメント等を経まして、12月中旬ぐらいには総量削減計画の公告、総量規制基準の告示にたどり着きたいと予定をしております。

以上でございます。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

続けて諮問第25号につきましても、同様に諮問趣旨の御説明をお願いしたいと思います。

【吉村環境政策担当部長】 環境政策担当部長の吉村でございます。

諮問第25号「東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について」の諮問の趣旨を御説明させていただきます。

恐縮でございますが、資料7をござらんください。諮問第25号の諮問理由でございますが、今般3月11日に発生いたしました東日本大震災は、我が国史上最大規模の地震・津波ということで、これをきっかけにしまして、東北から関東地方の太平洋側に立地する発電施設、福島第一原発は勿論のこと、広野火力発電所など、発電施設に甚大な被害が生じました。

これまで我々の生活や経済活動は、安定した電力供給に支えられておりましたが、今回の電力不足によりまして、都民生活や事業活動、交通等のライフライン機能に大きな影響が生じ、これまでの過度に電力を依存した社会の脆弱性が明らかになったと認識しているところでございます。

現在、当面の電力の供給力不足を補うため、老朽化した施設を含めて火力発電所の再稼

働等が行われておりまして、石炭や石油を燃料とした火力発電はCO₂を多く排出するため、気候変動の促進は避けられないという状況でございます。

こうしたことから、都は、徹底的な省エネルギー・節電の推進に加えまして、緑地や風などの自然を上手に使うなど、できる限りCO₂を排出しない都市への転換を進めていく必要があると考えてございます。

また、こういう電力問題だけではなく、今般の震災対応は環境施策全般に対しまして、さまざまな対応すべき課題を提起しているのではないかと考えてございます。

例えば火力発電の増強による大気環境への影響、これをどうやって低減していくか。あるいは有害物質、例えば瓦れきの中にアスベストが混じってしまったとか、保管していたPCBの入ったトランスが津波で流出してしまったということがございましたけれども、こういった有害物質による汚染の未然防止ということ。あるいは震災で発生した瓦れきの広域処理、こういったことについても環境政策として課題が生じていると認識しております。

都はこうした新たな課題に対しても、これまで実施してきた施策のノウハウを生かしつつ、確実に対応し、都民生活や事業活動の安全・安心を確保していくことが必要であると考えてございます。

そこで、東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について、専門的・技術的観点から踏まえた御審議をいただきたく、東京都環境審議会に諮問させていただければと考えてございます。

「2 主な検討事項」でございますが、(1) 東京における省エネ型ライフスタイル、ビジネススタイルということで、先ほど過度に電力に依存した社会の脆弱性というお話をさせていただきましたが、無理のない定着する新たなライフスタイル、ビジネススタイルのあり方を御検討いただければと考えてございます。

(2) 多様なエネルギー源の確保と低炭素都市の実現に向けた取組みということで、1つの電力に頼らない分散型のエネルギーの確保といった取組みについても、御検討いただければと思っています。

(3) その他、震災がもたらす影響への対応として、火力発電の依存に伴う大気環境への影響の低減、震災発生時の有害物質による汚染の防止、緑の持つ多様な機能の活用などについても、併せて御検討いただければと考えてございます。

以上でございます。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

本日、全体の議事を11時30分まで予定をしております。この後にやらなくてはいけない報告事項に幾らか時間を取るんですけども、この2つの問題は非常に重要でございますので、是非皆さんの御意見をいただきたいということでございます。時間としては30分ぐらい取れるかと思っておりますので、忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。

余りごちゃ混ぜにすると大変ですので、まず、諮問24号について何か御意見ございましょうか。

【宮沢環境政策課長】 もしよろしければ、次の電力対策緊急プログラム、こちらが2つ目の諮問と非常に密接に関係があるものでございますので、ここまで一括で御説明させていただきます。その後、御審議、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【西岡会長】 それでは、御説明をよろしく申し上げます。

【宮沢環境政策課長】 続きまして、お手元の資料11「東京都電力対策緊急プログラム」、こちらが概要版になっております。それから、全体版が資料12の冊子になってございますので、資料11を中心に、時折資料12を参照いただきながら、御説明を申し上げたいと思います。

それでは、資料11をお手元に御準備をお願いできればと存じます。右下の（参考）をごらんください。

まず、今回の電力供給受給の見通し、7月末の想定でございます。想定需要6,000万kWに対しまして、当初示されておりましたのは、5,380万kW。全力不足が620万kWという数字でございました。

これが先日、7月1日に東京電力が最新の情報を発表いたしまして、供給力が5,540万kWまで積み上がったということが示されております。その結果、電力不足は、今、460万kWという数字になってございますので、御報告申し上げます。

こういった見通しに対しまして、国が5月13日に示しました「夏期の電力需給対策について」という方針の中では、計画停電を回避するために、まずは大口需要家（契約電力500kW以上）に対しましては15%の削減義務ということで、こちらは政令に基づく罰則を伴う義務となっております。

それ以下の小口需要家ないし家庭に対しましては、15%の削減要請ということで努力目標がお示しされているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、東京都といたしましては、このペーパーの一番上のところですが、プログラムの基本的な考え方、過度な便利さや過剰に電力を消費する生活様式を見直す。

「東京産都市型電力」と造語をいたしました。都市型電力を確保し、エネルギー源の多様化・分散化を図ること。

3点目に、これらの取組みを実施し、低炭素・高度防災都市づくりを進める。

この3つの柱の下に、政策を展開していくということにしているものでございます。

続きまして、具体的な内容に入らせていただきます。次の「電力危機突破のための東京都の緊急対策」でございますが、1つ目いたしましては、今回の節電を徹底するというのと、過度に電力依存した生活様式を見直すという観点から、さまざまな政策を展開してございます。

1つ目、大口需要家対策でございます。こちらに関しましては、テナントビルなどに専門家を派遣する節電アドバイス事業をこの夏からやってございます。既に東京都は今年の4月からキャップ・アンド・トレードを実施してございまして、かなり節電、省エネに対する基盤、事業者側の準備はかなり整っているということが言えると思います。

その基盤に立ちまして、そうは言いますが、なかなかテナントさんの協力がなくて進まないオフィスビル、そういったテナントビルなどを中心にいたしまして、専門技術者を派遣するというので、節電対策の底上げを図ってまいるという事業でございます。

次に、小口対策。こちらは、中小規模事業所を対象といたします地球温暖化対策報告書制度、こちらから昨年度から始まってございますが、現在、提出されております3万事業所を対象といたしまして、節電対策指導を指導しているところでございます。

それから、地球温暖化防止活動推進センター、クールネット東京という組織を持っておりますが、そちらで実施しております無料省エネ診断、こちらでも大幅に件数を拡大するとともに、前倒し実施などもいたしまして、約700事業所に対して実施をしていく予定にしております。

キャップ・アンド・トレードと密接に関連いたしますが、省エネ促進・クレジット創出プロジェクトという中小規模事業所が一定の設備導入をして、CO₂の削減効果を上げたという場合に、その部分のクレジット化をして、削減義務のかかっている大規模事業者へ売却するという仕組みがございまして、そちらのプロジェクトを通しました中小企業の取組み促進というものも図ってまいるとしております。

それから、東京法人会連合会などの皆様には、この報告書の御提出に当たりましては、非常に御協力をいただいております。こういった各種団体とも連携をしながら、節電セミナーを開催する。また、きめ細かな指導を差し上げるということで、特に中小規模事業者の皆様の取組みを促進してまいりたいと考えているところでございます。

家庭対策に入らせていただきます。公立小中高校、特別支援学校、児童・生徒約100万人を対象といたしました節電アクション月間をこの7月から既に開始してございます。

公立だけですと100万人でございますが、私立、国立も入れますと、都内には実は140万人の児童・生徒の方がいらっしゃいますので、国立、私立にも既に配布を始めておりまして、こういった子どもたちを通じて、また、家庭にそのシートをお持ち帰りいただいて、家庭の節電対策を実施していただく。実際にやっていただくという事業も展開してございます。

もう一つ、大きな柱といたしまして、3,000人の節電アドバイザーが100万世帯の家庭にアドバイスを実施するという事業をやってございます。節電アドバイザー事業もともと東京都では実施しておりましたが、こちらを更に拡大、強化をいたしまして、3,000人の方に、1人100件以上回っていただかないと達成できないんですけども、100万世帯の家庭に実際に訪問いただいて、節電のノウハウを御提供するという事業でございます。

冊子の37～39ページまで、実際に家庭に持って行って、説明をいたしますパンフレットをお付けしてございますので、ごらんいただければと存じます。白黒で見にくくて恐縮でございますが、この夏の節電は今までのような総量削減も当然大事なのですが、ピークカットというのは、なかなか御家庭ではわかりづらいということもあるだろうということでございまして、ピーク時間帯の節電を是非お願いしますということを冒頭に申し上げております。

その削減対策といたしましては、減らす、ずらす、切替えるという3つをキーワードといたしまして、対策をお願いするということ。

38ページのシートになりますが、実際のこの対策メニューをすると、何%の削減ができるのだという数値的な削減効果なども具体的に示しまして、ただやるだけではなくて、その行動をとることによって、どれだけ削減できるのかということがわかるような工夫してございます。

ちょっとした豆知識ということで、料理のときですとかお米を洗うときとか、そういつ

たさまざまな奥様方向けの項目なども盛り込んでございます。

こういった対策をやることによりまして、39ページにありますような、それぞれの家電製品が家庭の電力消費に占めるkW数も示しながら、できる限り削減効果がわかりやすいシートにしたつもりでございます。

こういったものを実際に持ち込みまして、個別のお話をさせていただいているところでございます。

続きまして、東京都関連施設に関する節電でございます。都庁舎などの事業所では、25%削減を掲げてございます。これは専ら職員が利用します事務所に关しましては、25%削減ということにしております。

そうは言いますが、やはり都民の方が多く利用する施設に关しましては、なかなかそこまでやるのが難しいという部分もございまして、こちらは法が求めます15%ということにしております。

この25%削減の達成に向けまして、都庁舎ではあらゆる対策を現在、講じておりまして、例えば照明の2分の1消灯。皆様の頭上をごらんいただきますと、本当は4本埋め込むところを2分の1に全部切っております。HFにしておりますので、いかがでございましょうか、それほど苦痛は感じないのではないかと思います。

これも後ほど論点として出てまいります。照度が日本では700lxが求められておりますけれども、おおむねこれで500ぐらいは達成できているのではないかと思いますけれども、こういった1つ照度を落とすという取組みを徹底的にやっております。

それから、この部屋に来るにもエレベーターがなかなか来ないで御苦勞をおかけしたところと思っておりますが、エレベーターの2分の1休止ということですか、出勤時間の分散化ということで、都庁版サマータイムということをやっております。今、一番早い勤務時間は7時30分からにしてございまして、3班体制で勤務時間を前倒し、残業をしない、定時退庁の徹底ということで、できる限り省エネ、節電を図っていくという取組みもしております。

続きまして、病院などのライフライン施設に关しましては、これはやはり都民生活を守る、都民の生命を守るという機能がございまして、こちらは最大限節電に取り組むということにしております。

こういったすべての取組みを実施することによりまして、国の方針を踏まえました事業

所全体としての15%削減に取り組んでいるところでございます。

続きまして、省エネ設備の普及に関して。こちらは、中小企業のLED照明などの省エネ製品の開発に対する支援。これは私どもの産業労働局を中心にやっている事業でございます。

それから、都有施設における省エネ機器の導入ということで、例えば信号のLED化の大幅な前倒しですとか、都有施設にデマンドコントローラなどを付けて、ピーク時に節電を図る。こういった事業をやっているところでございます。

不足の事態の備えということで、こちらは我慢の節電だけではやはり弱者対策にはなりませんので、そういった高齢者の方ですとか病氣療養中の方への対策ということで、緊急熱中症対策。こういったことも実施してございます。

「熱中症対策緊急病床」の確保、高齢者の見守り支援ということ。

在宅の人工呼吸器等使用患者への緊急支援ということで、予備電源の配布なども行っております。

また、事故・防犯体制の整備ということで、高輝度道路標示、信号用自動起動式発電機の拡充、こういった事業もやっておるところでございます。こういった事業は、福祉保健局ないしは警視庁などで実施しているところでございます。

続きまして、生活様式の見直しに向けた取組みということでございます。先ほども照度のお話でしたが、店舗、オフィスなどの照度の関する基準の見直しということがございます。

こちらは、冊子の16ページをお開きいただければと存じます。既に国には速やかな検討、見直しをすべきという提言を東京都から差し上げているところでございますが、17ページの一番上の表にございますとおり、かなり日本のオフィス、または商店における照度の基準は、欧米諸国に比べますと高くなっているということが言えると思います。

こういったものも、もう一度やはり省エネ、節電の観点から見直すことが必要ではないかと考えているところでございます。

2点目には、家電製品の省エネモードの標準化ということがございます。これは家電製品の出荷時に、標準モードで出荷されているのが今、当然になっております。省エネモードで出荷すれば、消費者の皆様も自然とその形で使っていただけるのではないかという内容でございます。

明らかに無駄なエネルギー利用の見直しということで、例えば扉を開け放したまま冷暖

房を行っている店舗営業、ドラッグストアですとか小さい商店などだと思いますが、そういった明らかな無駄なエネルギー利用と考えられる行為に対しまして、そのエネルギー使用の合理化を求める仕組みを構築できないかということを考えているところでございます。

続きまして、右側に移らせていただきます。「東京産都市型電力」によるエネルギー源の多様化・分散化でございます。

都有施設で、計画停電が3月に実施されまして、本当に身近に危険が迫るという事態が生じました。こういった場合でも、一定時間自立して、その事業を継続できるための発電設備などを導入しようではないかということでございまして、ライフライン施設における発電設備の活用、導入といったものも進めてまいりたいと考えております。

次に、家庭や中小企業への分散型電源の確保ということで、家庭への創エネルギー機器などの導入促進ということ、太陽光発電、太陽熱、家庭用ガスエンジンコージェネレーションシステムなどでございます。冊子で言うと、21ページになりますけれども、こういったものを補助するという仕組みを新たに今回の補正予算で組みまして、実施することにしてございます。

今回の補正予算と今までの実績も合算いたしますと、おおむね20万kW以上のエネルギーが創出できるのではないかと考えているところでございます。

それから、中小企業向けの電力自給型経営促進支援事業ということで、こちらも産業労働局で行っているところでございます。

こういった取り組みを実施することによりまして、今後の方向性でございますが、低炭素・高度防災都市を目指してまいりたいと考えているところでございます。視点といたしましては、1つ目に、低炭素・高度防災都市を目指すということで、例えばライフスタイル、ビジネススタイルの見直し。自然エネルギーの活用、多様なエネルギー源の確保などでございます。

2つ目に、今後の環境エネルギー政策の展開についての検討を行いたいということで、過度に電力に依存しない都市の在り方、生活の在り方も検討してまいりたいということでございます。

最後に、都庁全庁を挙げて、推進本部を設置いたしまして、電力対策を各局横断的に実施していくことにしているものでございます。

以上、プログラムの説明をさせていただきました。ありがとうございます。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

非常に緻密な、言ってみれば総力戦でございますけれども、このように一連の対策がで
き上がっていると言いましょか、計画されているということでございます。

先ほど私が申し上げましたように、この2つの諮問に対して、受けるか受けないかとい
う問題が一番ございますけれども、御意見をいただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。まず、水の方の話では、どなたがござひますか。よろしゅうござ
ひますか。

また後ほど、御意見をいただくのはいつでも構ひませんので、よろしくお願ひします。

それでは、2つ目の電力対策につきまして、何か御意見ござひますか。是非、いただき
たいと思ひます。皆さん、御意見がありましたら、これを立てておいていただけると、私
どもとしては、全体の時間をはかりながらやりやすいです。

どうぞ、高橋委員。

【高橋委員】 今、御説明いただいた資料11、これ自身はいいと思ひんですが、電力
依存社会からの脱却がすぐ低炭素・高度防災都市づくりになるかどうかというところが問
題です。ここに書いてある対策はどちらかという短期的なことが書いてあるんですけれ
ども、そういう省エネ都市とか電力をできるだけ使わない都市がどうかという命題が1つ
あって、それが結果的に低炭素・高度防災都市につながればいいです。

だけれども、自明でつながっているとは限らないのでないで、この辺の議論も少しし
ていただいた方がいいのかなと思ひます。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

それでは、河口委員、お願ひします。どうぞ。

【河口委員】 ありがとうございます。

これから1年かけて、このテーマで議論するという理解でよろしいんですか。今日、こ
れをやってしまうわけではないですか。

【西岡会長】 ええ、全く違ひます。今日は諮問を受けましたので、大体皆さんの御意
見をお伺ひしながら、まず、諮問を受けるかどうかということ。その後は、延々とこのテ
ーマが続くと思ひます。

【河口委員】 テーマとしては、大変必要なことだと思ひんですが、原発とか放
射能のリスクが水のところに関しても、いろいろと水質の中に入っているではないかとい
うのもあるので、都民の意識からして、こういう議論をする中に原子力、放射能が全く入
っていないのは不思議な感じがするので、それをどう入れ込むかも大変なことだと思ひん

ですけれども、それについてなしでいくのか、ちゃんとそれも何らかの形できちんと組み込むのかというの議論しないといけないかなと思います。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

それでは、森口委員、お願いします。

【森口委員】 資料7の諮問理由の幾つかの段落の中に、かなり多岐にわたることが書かれているのかなと思います。

今、御説明ございました当面の電力の問題、これはこれでかなり短期的な対応も必要かと思ひますし、電力依存が社会の脆弱性の1つということだと思ひますので、それはそれで是非進める必要があるかと思ひます。

また、それ以外の面でもいろいろな災害に対する備えという意味では、環境の側面からいろいろやることあるかと思ひますので、原子力の代替としての火力に伴う大気の問題、有害物質の問題、震災の瓦れきの問題。ここに書かれていること自身、これはこれで必要かと思ひますが、私も河口委員が御発言されたことをまさに申し上げようと思ひておりました。

勿論、福島県あるいは北関東に比べれば、空間放射線量のレベルで見て、必ずしも高いわけではないと思ひますが、都民の感覚ということ言えば、放射性物質による汚染の問題をここで取り上げるのか、取り上げないのかというのは、かなり重要な論点になってこようかと思ひます。

中央環境審議会でも、私は部会の委員ではありませんが、総合政策部会でもかなりそういう議論が出ておると聞いておますし、もう一つの諮問で水質の話がありますが、水質汚濁防止法の改正が国会にかかったときにも、水濁法、大防法、土対法それぞれ、あるいは環境基本法に戻っても、ことごとく括弧書きで放射性物質による汚染は除くと書かれているわけですが、そもそもそのことがよろしいのかどうか今、議論になっている。

そういった中で、東京都におかれましては、過去の環境行政においても国に先んじて、いろいろ先進的なことをおやりになってきたということもございしますので、そういった中で東京都がこの問題をどのようにとらえられるかということは、極めて重要な問題かと思ひます。

特に瓦れきに関しても、被災地からの広域処理を受け入れるという点において、やはり周辺住民の方々の御懸念もあろうと思ひますし、そういった広域移動がなくても、東京都自らで発生する焼却灰、下水、汚泥といった問題にも当然絡んできますので、やはり避け

て通れない問題ではないかなと私は思っております。

その辺り、是非御検討いただければと思います。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

どうぞ。

【吉村環境政策担当部長】 原子力、放射能の問題ですが、東京都では昨今、放射線量の問題とか水道水、ごみの焼却灰等、放射性物質が含まれているということでモニタリングを実施してやっているところでございまして、まず行政としては、差し迫った短期的対応を全庁を挙げて取り組んでいるところでございます。

中長期的課題については、やはりかなりセンシティブな問題、先ほど森口先生から福島に比べてというお話もありまして、東京都が先行することの是非論みたいなものも多分あるのだろうと思っております。

ですので、こういったものはもう少し国民的議論を経てから、東京都としてのスタンスの在り方を検討するのがいいのかなと考えてございまして、なかなか短期的な今、差し迫る問題については議論を待たず、すぐに着手しているところでございまして、中長期的方向性についてはもう少し世の中のあり様、状況を見極めてから対応したいと考えておるところでございます。

もう一つ、行政的な事務的な話で恐縮でございますが、環境局単独としては、放射能に対して持っている知見の蓄積がございませんので、なかなか議論に耐え得るものに、我々が御準備できるかという不安もございます。済みません。

【西岡会長】 いかがですか、森口委員。

【森口委員】 おっしゃることは全く、行政のお立場としてそういうお答えになるということはよく理解できます。

一方で、国民的議論とおっしゃったわけですが、東京都も国民の1割という非常に大きな国民の一部であり、やはりその中で、ほかで何かどこかで決めるということだけではない部分もあろうかと思えます。

それから、なかなか環境部門で知見が十分でないということにおいては、国の行政においても同じような状況があるかと思っております。特に廃棄物問題を中心に、私も各省横断的な勉強会等に仕掛ける形でやっておりますけれども、なかなか1つの部局だけで完結しない。そこだけで知見がないということは、そのとおりかと思えますが、それはどこにおいても現在、同じ状況になっているかと思えます。

ある程度そこを乗り越えていかないと、すべて東京都以外の自治体の方々もそうかと思いますが、市民、国民のニーズになかなか応え切れないところがあるかと思っています。行政の所掌範囲は重々承知しておりますし、これまでの知見がなかなか十分でないということは全くそのとおりかと思っていますけれども、そのところは承知の上で、少し踏み込んでいただければありがたいと思っております。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

今の件は、今後の審議に反映させていく必要があるかと思っています。

平田委員、お願いします。

【平田委員】 この電力対策緊急プログラムが発表されて、省エネと再エネでやっていく方針を示されたのは、とてもいいスタートだと思っています。

これを土台に、これからの都の環境政策の在り方を議論するということでもいいと思うんですけども、同時に、3・11の後、都心に電力を送っていくために、福島の方々が被曝しているという状況で、やはり東京がどのようにこれから低エネルギー、低電力社会をつくっていくのかということはこのプログラムを進めていくことでやっていくのと同時に、原子力の在り方についてどう考えるのかも視野に入れて議論していく必要があるのではないかと思います。

非常に不公平な結果を生み出しているという責任もあり、地方では、脱原発を打ち出す知事もおられるということで、やはり命に関わる問題で、大変大きな影響を与えた問題で、たくさん電力を使っているという実態がある東京が、これから原子力をどう考えるのかということについても議論に含めて、私としては原子力に依存しない東京をつくっていくところを目指していく方向で議論ができるといいのではないかと考えています。

先ほどの資料11で、供給力が7月1日で東京電力がアップしたという話がありましたが、同時に想定の需要も東京電力は下げていて、5,500万kwに下げているところもあり、この夏、このまま原発なく再稼働なくても電気が足りないということは、省エネを進めれば大丈夫そうですので、この夏のテストケースを通じて、原子力に頼らないでどうやって東京がやっていくことができるのかということにつなげていけたらと思います。

2点目に、低炭素と電力依存からの脱却を目指すということが、東京都の中では非常に明示的に、両立されているところはとてもいいと思っていて、片方で、やはりCO₂削減は後回しという議論もありますので、ここはこれまでの都の気候変動政策で進めてきたことを軸に、両方達成することを是非目指していただきたい。

私どもの試算でも、1～2年、2013年ぐらいまでは火発を炊きますことで、CO₂排出は増えると思うんですが、その後の方向性のとり様によって、低炭素と両立させていくことができると考えていますので、やはりここは両方を目指していくということを軸に議論ができるといいなと思います。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

では、富田委員、お願いします。

【富田委員】 ありがとうございます。

質問とコメントを何点か申し上げたいと思います。

まず、この諮問ですけれども、東日本大震災を受けて、私たちの考え方自体、生活の在り方自体見直すきっかけになったということは、多分間違いないかと思います。自治体から、生活様式の見直しがテーマとして挙がるということ自体、なおかつ、私たちが違和感を持たずに受け入れることができることから、これまでの前提がかなり大きく変わったということは間違いないかなと思います。

その中で、エネルギーというところが非常に重要なポイントになるとは思いますけれども、この緊急プログラムの中の今後の方向性で、環境エネルギー政策の展開についても検討を行うとなってございますが、諮問で受けているのは環境政策ですけれども、エネルギー政策もこの場で受けるのか、それとも別のところで検討されるご予定でしょうか。それが質問の1つでございます。

緊急プログラムという名前からのイメージは、比較的短期的なプログラムと見えてしまいますけれども、この電力需給逼迫の状況は、この夏のことだけではなくて、この冬、そして来年以降も比較的長い期間続く可能性があるかと、私は見ております。

そうしますと、このプログラムは短期的なものとしてではなくて、中長期にわたって、東京都における環境エネルギー政策という中に織り込んでいく必要があるのだろうと思います。

その中で何人かの先生がおっしゃっていますけれども、一方で、温暖化対策が既存のものとしてもあるし、これまで培ってきたものもある。こういうものとどう整合性をとっていくのか、融合させていくのかというところが1つ大きなポイントではないかと思います。

資料7の中には、温暖化との融合という観点少し抜けているかなと思いますが、これまでもう既に行っている、例えばキャップ・アンド・トレードの制度のような既存の制度においても、想定していた前提とかなり違う状況にあるということを考えると、その

見直しも視野の中に入れておくべきではないかと思えます。

それから、先ほどの水質の方については、水質土壌部会で受ける。なおかつ、スケジュールも書かれておりましたけれども、この環境政策については、その辺についてどこの部会が受けるのか、スケジュールはどんな感じかというところが抜けているような気がしますので、その点について教えていただければと思います。

以上です。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

答えられるところは、今、答えていただけますか。

【吉村環境政策担当部長】 まず、環境政策か環境エネルギー政策かということでございますけれども、勿論CO₂問題とか語るときに、エネルギー問題を切り離して議論するというのは不可能でございますので、基本的には一体して御議論いただければと考えてございます。

あくまでも環境審議会で、環境政策ということで諮問させていただいたわけでございますが、エネルギー問題に触れないで議論を進めていただきたいという趣旨ではございません。

日程については、課長の方から。

【宮沢環境政策課長】 2点目の環境政策の在り方のスケジュールでございますが、本日ペーパーに落ちていなくて恐縮でございますけれども、本日の諮問を踏まえまして、企画政策部会で御審議いただきたいと思っております。

政策部会、本日を踏まえましても、皆様に速やかに日程調整の御連絡を差し上げまして、できれば速やかにこの夏から、日程の調整の済んだ日から審議を開始したいと考えてございます。おおむね8月上旬もしくは9月上旬には、第1回目をと考えてございます。

それから、秋までおおむね11月を目途に、部会で中間のとりまとめをしていただきまして、本審議会の方で御報告ができればと考えてございますので、おおむねその間、部会は2～3回御審議をいただいて、中間のとりまとめという形になるかと思っております。

その上で必要な事項につきましては、私ども東京都の方ではこの冬、おおむね12月を目途に策定する予定でございますが、2020年の東京という中長期的な東京都全体の行政施策プログラムの方針をまとめる予定でございますので、必要な事項に関しましては、そちらにも反映をさせていきたいと思っております。

おおむねのスケジュールです。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

では、田辺委員、お願いします。

【田辺委員】 数点あるのですけれども、まず、東京都の中長期的な政策とつながる関係で、是非この対策の諮問に関する議論が行われるといいと思います。

キャップ・アンド・トレードのシステムが非常に定着してまいりましたし、トップレベル事業所に至っては、不動産事業者が我先に自分がトップレベル欲しいという状況にもなっておりますし、環境評価制度も定着してきた。これらとどう連動させるかということを中心に議論をして、進めていくことが必要なのだろうと思います。

それから、エネルギー政策に関しては、多分国としてのエネルギー政策は一方にあるので、自治体としてどういうことができるのかということを整理してから議論を始めないといけないと考えます。一国のことを話すのと、東京都がどのように環境政策を進めていくかの整理は非常に重要なことだと思います。

そういう意味で言うと、デマンド（需要）部分です。都民が使うデマンド部分をまずは議論の対象にして始めないといけない。東京都が電力をすぐつくるわけにはいかないの、その整理はしてから議論しないと、拡散をしてしまうのではないかなという気がします。

先ほど750lx、500lxがいいという話がありましたけれども、東京の一番大きな産業は知識産業であると考えます。工業用のクリーンルームは節電しなくてもいいとか、半導体の生産ができないからほとんど節電しなくていいと言っているわけです。しかし、我々が働いて知恵を出すところは、節電して環境が悪くなっても同じように働けるという仮定をしているんです。私どものこれまでの調査でも1℃程度温度が上がると、2%ぐらいは働けなくなるんです。コールセンターでデータを取ると、明らかに効率が落ちます。

照明に関しては、750lxというのは実は中央値で日本工業規格（JIS）追補を5月に出しています。750は500～1,000までの間の中央値なので、節電の値として500lxを取ることは余り大きな問題ないと思います。知識産業の質をどういうふうに落とさないか、あるいは落とすかということを中心に考えながら節電・省エネ施策をやらないといけない。東京の一番大切な知識産業のみんなに働いてもらうという産業の効率がどんどん落ちてきてしまっています。それを是非議論の中に入れていただけないかと思いますが。

それから、国の「節電.g o. j p」の中でもアイデアを集める工夫をされ始めておりまして、東京都もいろいろな事業所が今年は節電したり、対策したり、ひどいところは物

すごく高い温度にしたり、これは問題だと思うんですが、そういった生の意見をきちんと集めて、これは大丈夫そうだった、これはとても来年は無理だと、そういうものをきちんと集めていく必要があると思います。学者もこの分野は、今年は非常に皆さん興味を持っているので、興味が冷める前にどうやって今年の知恵を集めていくかという工夫をされるといいのではないかと思います。

住宅に関しては、これも1か月ごとに15%の節電を宣言して達成すると、賞品がもらえるような仕組みが始まっています。枝番を言うと、東京電力のデータと連動しています。過去のデータとネット上で連動させることができるんだということを示しています。過去のデータをどうやって見せるかということをもう少し条例なり何かで進めていくと、需要を減らすことができると思います。

アメリカにゲインズビルという町がありまして、4万3,000件の光熱費、水道、ガス、カーボンフットプリント、全部開示しているんです。この家はスリーベットルームで、何年に建て、どういうエアコンをやっている、多いところは赤マーカーが出て、Googleマップに表示されるんです。ストリートビューで家を歩いていきまして、この家は赤い、青いとか見えるんです。

更にツイッターも付いていて、クレームディスホームという、クレームをクリットすると、その家にクレームができるような、4万件の住宅が既に皆さんのインターネットで日本から見ることができます。

こういうことが東京でもできると思います。現状では、特に住宅の場合は今、メーターがオン、オフしかありませんので、ゼロにするか1にするかという話しかないので。スマートメーターの普及とかこういったことも絡めて、ただ、だめだめと言うだけではなくて、住宅についてはクールな東京にできるような方向の議論もあるといいのかなと思います。

以上です。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

それでは、末吉委員。

【末吉委員】 どうもありがとうございます。

今までの委員の方の御意見とダブる部分が多いと思いますけれども、どこまでの深度といますか広さで議論するのが私は大変重要だと思っておりまして、あえて言うと、例えば緊急対策プログラムとか、言葉で言うと、ライフスタイルとかビジネススタイルとい

うと、表面的なものに見えるんです。やればすぐできる話とか。すぐ蛍光灯を外せばできるという、こういうのも確かに大切なんですけども、私は今回の3・11は歴史的な第局面を日本にもたらしたと思っております。

とすれば、余り手軽にぱっぱとできる話ではなくて、10年、20年、30年後に、本当にあのときにギアチェンジが起きたのだと。もっと言えば、3・11以前に東京都がやろうとしていたことが、あれをきっかけに一層加速化されて、高度化したんだと。そういったきっかけになるような場にしないといけないだろうと思います。

そういったことを考えますと、例えばビジネススタイルという言葉があるんですけども、これはビジネスの目に見えるスタイルではなくて、目に見えないところのビジネスの本質的転換をどう図るかということだと思えます。

例えばよく言われる大量生産が本当に今までどおり続けられていいのか。その裏にある大量廃棄があっていいのかという話ですし、例えば今回も東北で非常にはっきり出たわけですけども、1社ごとの流通ネットワークで本当にいいのか。流通の在り方を変えなければいけないのではないかという話とか、ビジネスの在り方、もっと言えば経済の成長の在り方そのものも見直すというのが、私は日本全国にとっての重要課題だと思います。

ですから、確かに東京都の話ではあるんですけども、一般的に言ったら、東京イコールジャパンでしょう。だから、そういった使命感を持つと、やはり東京都は東京の議論をすると同時に、日本全体をどこに引っ張っていくのかという使命感も持った議論がないと、せっかくこれだけのエネルギーをかけてやるわけですから、アウトプットに対しては、もっと価値観が出るような広さとか範囲でやるべきではないかと思っております。

素直にこの25号の諮問を見ますと、東日本大震災を踏まえた今後の環境政策の在り方でありますから、これを文字どおり本当に深みのあることで取ればいいのではないかと思っております。

例えば、少し具体的なお話で申し上げますと、今、日本から外国人が随分脱出しましたね。私がたまたま知り得た数字なんですけれども、3月12日から4月1日の3週間で、法務省の記録によると、47万人の在日外国人が出国しています。これは長期滞在ビザを持って入っていた人の出国の記録だそうです。

ところが、そのうち再入国のビザを持っていた人は27万人しかいなかったそうです。つまり、20万人が再入国ビザを一時的放棄してまでも、日本から出国しているわけです。これは一体何を意味するのでしょうか。

私は非常に興味を持っておりまして、実はこのうちのある重要部分は香港に行ってしまうているんです。香港はこの期間の2週間で、東京にいた長期滞在ビザを持っていた、特に金融ビジネスで働いていた高額所得者の270名が香港に行ったんだそうです。しかも、長期滞在ビザをもらって。

香港はそのとき何をしたかという、通常であれば4～7週間かかる長期滞在ビザの発行期間をたった2日に短縮したそうです。今日アプライすれば、明日承認が出る。つまり、こういう競争が起きているわけです。日本の不幸をこれ幸いというのは言い過ぎかもしれませんが、やはりこれは国際競争の中にある。

としますと、東京都の持ついろいろな顔のうちの1つは、東京都がいかにか世界に対して日本を代表するビジネス都市、金融都市、国際都市であるのかということなんだと思うんです。

それは、働く人たちだけではなくて、そのファミリーがいるわけです。アメリカンクラブのメンバーなど5,000人から3,000人に減ってしまったそうです。アメリカンスクールだって、人員が徐々に減り始めている。こういった魅力のない東京に今、なってしまうているんです。こういうことで本当にいいのでしょうか。

これは東京都だけの話ではないです。日本全体がグローバル化していく世界の中で、日本という経済を支える東京のビジネスの顔が失われてしまったという話です。こういったことをどうやって再構築すればいいのか。これは東京都の日本全体に対する物すごく大切な責任でもあると思います。

ですから、こういったことを考えていきますと、確かに蛍光灯2本抜くのも大切ですがけれども、もっと本質的に今、日本が置かれている国際的なグローバル化の中での落ち込みタイプのウィークネスをどうやって、ここでもう一回再興していくのか、そういった視点での議論が今回の議論のバックボーンにあるべきだと私は強く思っているところであります。

それから、Lxでいうと、先ほど田辺先生がおっしゃいましたけれども、西洋人の瞳孔の能力と日本人の瞳孔の能力は違うのではないですか。彼らの薄い瞳孔で明る過ぎる電球は、日本人の黒い目にすると、やはり暗過ぎるのではないですか。余り単純に外国の比較というものもどうなんでしょうかという具合に、余り表面的にぱっぱとやれというものも瞬間的にはみんなに気付かせるというのでいいですけども、私はやはりこの会議だって、冷房をちゃんと効かせて、委員の人とか傍聴の人が眠らないようにして、真剣な議論ができるようにした方が私はずっと効率が高まると思うんです。

職員の皆さんの仕事だってそうだと思います。そこが減るといっても、大変失礼な言い方をしますが、その減ることと本当に政策を打って、基本のところでがんと減らしていくこと、どちらが大切なのでしょうか。

済みません、最後はよけいなことを。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

では、窪田委員。

【窪田委員】 大変重要な諮問をいただいたと思います。1点気になるのは、電力対策緊急プログラムを見たときに、すべて対象が個別の都民とか個別の事業所です。私は都市デザインやまちづくりをやっているものですから、コミュニティや地区という単位に対するアプローチをこれから考えてもいいのではないかと考えております。

東日本大震災の後に、震災復興まちづくりをお手伝いして感じているのは、1人では復興はできないんです。1人では何もできないんです。

そこで、集落の単位なのか、隣保の単位なのか、それはいろいろあるんですけども、普段からどういうネットワークを持って、どういう取組みをしていたのかということが大切です。震災前と震災後で、それぞれのまちの有り様が、実はそれほど変わるわけではありません。

なので、今、震災に対する関心が非常に高まっている中で、まちづくりや、御近所さんぐらいの取組みでもいいのかもわかりませんが、住民らの前向きな取組みに対して、うまくインセンティブを与えていくとか、プロモートしていくといったメニューもここで用意することができれば、冒頭にありました高度防災都市づくりというところにスムーズにつながっていくのではないかと考えています。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

よろしゅうございましょうか。どうも皆さん、ありがとうございました。

多くの意見をいただきまして、先ほどお話がありましたように、是非部会で最初にどういう枠組みで考えていくかということも議論していただきたい。そのために、部会では是非時間をかけて、最初の会議を開いてもらえればいいなと感じました。

皆さんの御意見の中では、まず最初に、低炭素の問題とこの問題とがどうつながっていくか見極める必要があるだろうという話。

それから、国との役割分担の話。これは田辺先生からもあったわけですけども、そういう部分もしっかりさせながら、現実的な話をしていきたい。

むしろこれは環境だけの話ではない。私が最初に申し上げましたように、都市の1つの重要な要因の中にも、環境という要素は入っているわけですが、産業の面も一体になって力強い都市をつくっていくという方向に持っていく、その1つのきっかけになるのではないかというお話。

最後に、近隣社会と言いましょか、地域社会と言いましょか、そういうことに対する働きかけも必要ではないかといったお話をいただいたと思います。

これからの手順といたしましては、部会に付議いたしまして、またやっていただくんですけども、今日、出た意見は十分それを踏まえていただきたいということでございます。

東京都の方で何かこの件につきまして、何かございましょか。

【宮沢環境政策課長】 次の部会のときに、もう少し論点を整理いたしまして、御議論いただく項目を絞りませんと、余り議論が拡散しても収拾つかなくなりますので、私どもの方でただいまいただきました意見も踏まえまして、整理をさせていただきたいと思えます。

【西岡会長】 よろしゅうございましょか。

それでは、この諮問に対する皆さんの御意見をお伺いまして、私の方では、この諮問は本審議会で受けさせていただきたいと考えております。

先ほど御説明にございましたように、実際の作業は「第7次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準」につきましては、水質土壌部会。「東日本大震災を踏まえた今後の環境政策のあり方について」は企画政策部会にそれぞれ付議いたしまして、検討をお願いしたいと考えております。

各々の部会で集中的な審議を行っていただき、その結果をこの審議会総会に御報告いただき、この総会で最終的に答申を決定するといったやり方で本諮問に答えたいと考えております。

よろしゅうございましょか。

(「異議なし」と声あり)

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

それでは、また審議の方を御多忙のところ大変恐縮でございますけれども、よろしく願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしております。

続きまして、報告事項が幾つかございますので、事務局をお願いしたいんですけども、

まず最初に、報告事項「環境審議会運営要領の一部改正について」ということで、御報告をお願いいたします。

【宮沢環境政策課長】 恐れ入りますが、資料8をごらんいただければと存じます。改正いたしました運営要領が資料8でございます。

運営要領中、最終ページの別表のところでございますが、都の組織改正がございましたので、資料のとおり一部修正をさせていただきましたことを御報告申し上げます。

【西岡会長】 よろしゅうございましょうか。幹事に関する改正があったと思います。

次に、東京都の取組み、東京都廃棄物処理計画について東京都から御説明をお願いしたいと思います。

【金子資源循環推進課長】 廃棄物対策部の資源循環推進課長の金子でございます。私の方から、東京都廃棄物処理計画について御説明させていただきます。

お手元に資料9、10を配付させていただいております。10が本物の冊子でございますが、御説明は概要版ということでお付けさせていただいております資料9の一枚物の方で御説明させていただきたいと存じます。

まず左上、東京都廃棄物処理計画とはどういうものであるということでございますが、これは東京都環境基本計画に基づく廃棄物分野の計画でありまして、主要な施策を示しているものでございます。

また、廃棄物処理法第5条の5で、都道府県が策定しなければならないとされている法定計画という性格も併せ持つておりまして、東京から循環型社会を実現していくための必要な施策を定めるものという位置づけのものでございます。

右側に移っていただきまして、本計画の計画期間は平成23年度、今年度から平成27年度までの5年間でございます。

計画目標といたしましては、計画の最終年度である平成27年度に廃棄物の最終処分量を平成19年度に対して30%減となる125万tにまで削減するという数値目標を立てました。

内訳は、一般廃棄物が60%減の25万t、産業廃棄物が14%減の100万tということでございます。

主要な施策は表の下の方にまとめさせていただいております。主要施策は、3R施策の促進、適正処理の促進、静脈ビジネスの発展の促進という3つの柱立てとしております。

まず一番左、3R施策の促進でございます。国の循環型社会形成推進基本法におきまし

て、廃棄物の処理については、優先順位が定められておりまして、リデュース、リユース、リサイクル、その後にエネルギー回収、最後が適正処理という順番になっているわけですが、その順番に基づきまして、一番左の3Rの枠では、リデュース、リユース、リサイクル、エネルギー回収、熱回収のところまでをまとめさせていただいております。

1つ目の項目が発生抑制・リユースの促進。いわゆるリデュース、リユースの取組みについては、都民、事業者の理解、御協力が重要となっております。使い捨て製品を始めとするごみ削減のために、個人個人が取組み可能なメニューとその効果の提示。事業者による先進的な取組みを紹介するなど、ごみを出さない社会の定着を促してまいりたいと思っております。

次に家庭ごみの有料化についてです。一般廃棄物の抑制のために、家庭ごみの有料化は有効な施策と考えております。現在、東京都内では多摩地域を中心に有料化を実施しておりますが、今後とも積極的に他の区市町村へも導入の支援をしていきたいと考えております。

そのほか3R施策の促進の分野では、リサイクルの促進、3R効果の見える化、3Rの取組を支える体制づくりという項目立てをいたしまして、幾つかの施策を整理させていただいております。

真ん中の柱が適正処理の促進でございます。3R、リデュース、リユース、リサイクルを進めましても、最終的にどうしても残るごみはございます。あるいは有害なために、リサイクル等をしないで、適正に処理しなければならないものもございます。そうしたものの適正処理の促進という観点でまとめた柱立てでございます。

1つ目の項目が有害廃棄物の適正処理の促進でございます。PCB廃棄物につきましては、法律によって定められた完了期限に向けて処理を促進していくとともに、特に微量PCB廃棄物につきましては、東京都として、処理費用を一部補助するなど適正処理のための体制整備を進めてまいります。

次に、飛散性アスベストにつきましては、引き続き都の処分場の受入れを継続してまいります。

また、水銀につきましては、現在、国際的な条約制定に向けて検討が進められております。

水銀含有製品につきましては、代替製品への転換や水銀含有廃棄物の回収や適正処理について専門家、区市町村、事業者の方々と検討を進めて、必要な対策を講じていくことと

しております。

そのほか、産業廃棄物の適正処理の促進、一般廃棄物の適正処理の促進、廃棄物処理施設の適切な管理運営という項目立てで、幾つかの施策を整理させていただいているところでございます。

一番右の最後の柱になりますが、こちらが静脈ビジネスの発展の促進です。3Rあるいは適正処理の推進には、それらを下支えいたします静脈ビジネス、廃棄物処理事業に関わる事業者の方々の健全な発展が欠かせません。そうした観点でまとめた柱立てでございます。

1つ目の項目が優良な処理業者が優位に立てる環境づくりということでございます。廃棄物が適正に処理されるためには、排出事業者の方々が優良な処理業者、リサイクル業者と処理契約を結んで、廃棄物の処理を委託するということが必要です。

そのため、排出事業者に対しまして、排出者責任の徹底、必要なコストの負担等の意識啓発を図ってまいります。

また、静脈ビジネスの発展のため、事業者が環境ビジネスの基盤を担う専門家として自立できる第三者評価制度でございますとか、再生事業者登録制度等を活用いたしまして、それぞれの自発的な取組みを推進してまいります。

そのほかスーパーエコタウン事業の推進、共同技術研究の実施という観点で施策の体系立てをさせていただいております。

本計画につきましては、先般平成23年6月30日に決定、公表したものでございます。その後、各市町村に対しましても、今後5年間の都の廃棄物施策の指針として通知をさせていただいたものでございます。

以上、雑駁でございますが、報告とさせていただきます。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

今の説明につきまして何か、委員の方々から御質問はございましょうか。

河口委員、どうぞ。

【河口委員】 今回の御説明のところで、3R効果の見える化の中で、温室効果ガス削減の見える化というお話があったんですけども、基本的にごみを出すというか、その前にあるのは物なので、物をつくるにはエネルギーが要るので、やはり全部関連しているんです。

低炭素化とエネルギーと全部つながっているんで、やはり今後の議論する東日本以降の

というところにも絡めて、何かごみはごみでやって、低炭素は低炭素でやると、どうしても施策なので分断されてしまうんですけども、意識のレベルでは全部関連していて、こういうことも含めて低炭素化、省エネルギー化。

よけいなものを最初からつくらなければ、工場でエネルギーも使わないという、全部つながっているということ、ひとつ前提に置いて、具体的にごみを削減するのはこういうこと、節電のためにはこういうことと、その上に具体的に乘ってくると思います。

うまくは言えないんですけども、基本的にそういう底流にある柱を明確にして、都民の方に説明する際に、省エネの人たちが100万世帯へ繰り出して行って、あれ節電しろ、これ節電しろというのと言うのもいいんですが、やはりごみを出すのもいけないし、水も節水しないと、水も物すごく使っているとか、トータルで生活の中で説明してもらった方がわかりやすいと思うので、今後こういうことを考える際にいかにそういうことを共通化するというか、同じ土台の中で組み立てていくかということを検討されたいというのか、私たちがするのかわからないんですけども、提案したいと思います。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

どうぞ、森口委員。

【森口委員】 御説明いただいた概要の資料の上の真ん中に大きなフォントで書かれていますので、別にこれにこだわるつもりはないんですが、最終処分量の削減目標が出ておりまして、産業廃棄物14%減の100万tと書かれています。19年度実績との比較ということで資料を拝見しましたが、20、21年と減って行って、21年は既に100万tを切っているわけです。

当然景気回復等を見込めば、このぐらいに目標を置いておいた方がいいということ、それはそれでわかるんですが、むしろ心配なのは末吉委員が先ほどおっしゃったように、3月11日以降の日本経済、あるいは東京の経済は一体どうなるのかということ、逆に心配なのは本当に100万t出るようなことなのかということ、本当は心配しなければいけないんだと思うんです。ですから、ここで100万tと書いてあることの意図はよくわかるんですけども、やはりそこまで突っ込んで考えなければいけない。

厳しくしてくださいということ、必ずしも申し上げているわけではなくて、そういうことも含めて、今後どうなっていくのか考えていただかなければいけないと思いますので、この数字がどうこうという意味ではないんですけども、先ほど来の議論をそういうふう

に是非受け取っていただきたいと思います。

【西岡会長】 どうもありがとうございました。

ほかにございましょうか。

どうぞ、市川委員。

【市川委員】 ありがとうございます。

廃棄物処理については、都民としても大変関心を持っています。それはなぜかという、処理に大変お金がかかるということを認識しているからです。

30%削減ということで、多分23区で処理されている区によって、その処理にかかる費用とかも多分違っていると思うんですけども、そういう費用の違いがどこからくるのかとか、あるいは実際の処分量が減ることによって、どれだけ処理の費用も減っている、連動しているのか、していないのかという辺りも含めて、都民にもわかりやすく見える化をしていただきたいと思いました。

【西岡会長】 今のは、処理計画が既にできておるわけで、この説明ということだったんですが、皆さん、いろいろと廃棄物は廃棄物だけで考えるのではなくて、このエネルギーの問題もみんなまとめて考えないといけないというお話があったと思います。

実は、この審議会自身は、今日は2つの諮問がございましたけれども、ほかにあらゆる環境政策について論議するということだと思っております。

そういうことで、今後のさまざま環境政策全般、今のような御意見も生かしていただきたい。これは森口さんがいつもおっしゃっているんですけども、物のエネルギーは本当に連動している。そこがどこで連動しているかという、一番消費のところでも多分連動しているから、サステナブル・コンサンプションなどという話が出てくるわけです。

そういった意味での取組みも是非、環境政策の中に、考え方として入れていただければと、私どもとしては考えております。

それでは、今、説明等々に関する御意見をお伺いいたしましたけれども、ほかに何か全般の話で御意見ございましょうか。

どうもありがとうございました。それでは、以上で予定されております報告事項はすべて終わっております。

本日の総会はこれで終了したいと思っております、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【宮沢環境政策課長】 ありがとうございました。活発な御議論をいただきまして、多

数有意義な御意見もいただきまして、誠にありがとうございました。また、時間も定刻どおり11時半で終了できることも非常に感謝しております。

最後に事務局から1つだけお願いがございます。本日の議事を踏まえまして、第1回企画政策部会、第1回水質土壌部会を開催してまいりたいと思っております。

日程につきましては、事務局の方で今後、調整させていただきますので、夏の暑い中、また、お忙しい中恐縮でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

既に水質土壌部会につきましては、8月4日の午前開催ということで御案内申し上げているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

企画政策部会はまたこれから、本日以降、速やかに御連絡を申し上げまして、できる限り早い時期に開催したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第35回東京都環境審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

— 了 —